

国民年金の免除制度をご利用ください!



国民年金の免除制度には

- 「全額免除」
 - 「4分の3免除(4分の1納付)」
 - 「半額免除(半額納付)」
 - 「4分の1免除(4分の3納付)」
- の4種類があります。

◆免除が承認された場合の納付額(令和7年度)

| | 毎月の納付額 |
|----------------|---------|
| 全額免除 | なし |
| 4分の3免除(4分の1納付) | 4,380円 |
| 半額免除(半額納付) | 8,760円 |
| 4分の1免除(4分の3納付) | 13,130円 |

※全額免除以外の一部免除の場合、納付すべき一部の掛け金を納付しないと、その期間の免除が無効(未納と同じ)となってしまいます。将来の老齢基礎年金の額に反映されず、また、障害や死亡といった不慮の事態が生じた場合に、年金を受け取ることができなくなる場合がありますのでご注意ください。

◎50歳未満の方には「納付猶予制度」、学生の方には「学生納付特例制度」があります

納付猶予・学生納付特例の承認を受けた期間は、将来受ける年金の受給資格期間には算入されますが、年金額には反映されません。

しかし、承認後10年以内であれば追納ができます。(承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降は、当時の保険料に一定の金額が加算されるのでご注意ください！)

※申請は原則として毎年度必要です。ただし令和6年度の免除申請で、全額免除または納付猶予の承認を受けた方が、免除申請時に翌年度以降も全額免除または納付猶予の申請を希望していた場合は、継続して申請があったものとして審査(継続審査)を行うので、免除申請書の提出は不要です。(失業等による特例免除承認者は翌年度も申請が必要です。)

マイナポータルから国民年金手続の電子申請ができます! ~できることが増えました~

対象手続

- ①国民年金第1号被保険者加入の届出(退職後の厚生年金からの変更等)
- ②国民年金保険料 免除・納付猶予の申請
- ③国民年金保険料 学生納付特例の申請
- ④国民年金 付加保険料納付申出(辞退)の申出
- ⑤国民年金 付加該当(非該当)の届出
- ⑥国民年金保険料の産前産後免除の届出

- メリット1~24時間365日、申請ができます!
- メリット2~スマートフォンで簡単に申請ができます!
- メリット3~処理状況や申請結果が確認できます!

電子申請の利用方法等については、日本年金機構ホームページで動画を公開していますので、ぜひご覧ください☆

ホームページ・動画はこちら→https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshi_kokunen.html

◎不明な点がございましたら、上記ホームページをご覧ください。年金加入者ダイヤル(☎0570-003-004)へお問い合わせください。

~年金は忘れずに納めましょう~

=年金は世代と世代の支え合い=

お問い合わせ先

- ・町民課 戸籍医療年金係 (TEL 2-2453)
- ・函館年金事務所 国民年金課 (TEL 0138-31-9086 ※音声案内2→2)

有限会社 石垣自動車商会 (有料広告)

地域とともに歩んで60年
整備士・検査員・受付・営業
委細面談・高給優遇・未経験者歓迎

急募!!



長万部町字大浜 72
電話: 2-2351
(担当: 石垣)

北海道新聞長万部販売所 (有料広告)

DOSHIN

道新おざき

- @北海道新聞
- @日経新聞
- @毎日新聞
- @スポニチ

本町128番地
TEL 2-2436
営業 平日10時から17時

配達員募集中!